

徳島県告示第三百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 1 港湾施設の種類
 保管施設（野積場）
- 2 名称
 港湾関連用地
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
 面積 二四、四三〇平方メートル
- 二 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（一号道路）
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番
- 4 数量及び能力
 延長 一一七・八メートル
 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
 アスファルト舗装
- 三 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（二号道路）
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
 延長 一一七・九メートル
 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
 アスファルト舗装
- 四 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（三号道路）
- 3 位置

- 4 数量及び能力
徳島市東沖洲二丁目六七番四
(一) 延長 一一七・九メートル
(二) 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 五 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
区画道路(四号道路)
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 三八四・五メートル
(二) 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 六 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
区画道路(五号道路)
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 二二五・〇メートル
(二) 幅員 四・八メートルから五・八メートルまで
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 七 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
管理用道路
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 九〇六・七メートル
(二) 幅員 五・〇メートル
- 5 構造形式
コンクリート舗装
- 八 1 港湾施設の種類

臨港交通施設（道路）

2 名称

進入道路

3 位置

徳島市東沖洲一丁目二三番

4 数量及び能力

(一) 延長 一一六・六メートル

(二) 幅員 七・〇メートル

5 構造形式

アスファルト舗装